

京都市交通局業務委託履行評価要綱

管理者決定 平成23年1月1日

改正 令和3年3月31日、令和4年3月18日

(目的)

第1条 この要綱は、京都市交通局が実施する業務委託の履行評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めることにより当該業務委託の履行状況を客観的に評価し、適切な履行の確保及び履行の質の向上を図ることを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象となる業務（以下「評価対象業務」という。）は、別に定める。

(評価者)

第3条 評価を行う者（以下「評価者」という。）は、評価対象業務の発注課の課長とする。

(評価の対象となる契約の告知)

第4条 企画総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、入札の告知をする際に、評価対象業務について評価を行う旨を告知しなければならない。

(改善指示)

第5条 評価者は、不適切な履行が発生した場合、当該履行を受注者と双方で確認したうえで、別表1に定める不適切区分に応じ、改善指示を行う。

2 改善指示は改善指示確認簿（第1号様式）を双方合意の上記録し、別表2に定める改善指示区分に応じ、受注者に対し口頭注意若しくは改善指示書（第2号様式）を交付することにより行う。

(評価の方法)

第6条 評価は、前条第1項に定める改善指示の回数により評価する。

なお、評価の基準となる回数は別表3のとおりとする。

(評価期間)

第7条 評価を行う期間は、契約締結日から履行期間の終了日までとする。

(評価結果の通知)

第8条 評価者は、評価期間終了後速やかに、受注者に対し第3号様式により評価結果を通知する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により評価がD又はEとなった場合は、その時点で受注者に対し通知する。

(評価結果の報告)

第9条 評価者は、受注者に評価を通知した後速やかに、総務課長に対し第4号様式により評価結果を報告しなければならない。

(入札の参加制限等)

第10条 第7条に定める期間内に、第6条の規定により評価がD又はEとなった受注者は、当該業務を受注した年度（以下「評価年度」という。）の翌年度の評価対象業務への入札の参加を制限することとする。

(1) 評価がDとなった場合 評価対象業務と同種目の業務（以下「同種業務」という。）で、評価年度に受注のない業務

(2) 評価がEとなった場合 評価対象業務におけるすべての同種業務

- 2 前項の規定により評価年度の翌年度の評価対象業務への入札の参加を制限された受注者が入札に参加した場合、第8条の規定による通知を行った日が開札前の場合は無効とし、開札済みの場合は1月を期間とした契約を締結するものとする。

(受注者への説明)

第11条 評価者は、第5条の規定により改善指示を受けた受注者から改善指示内容について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）により回答する。

- 2 第8条の規定により通知を受けた受注者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日は除く。）に履行評価結果説明請求書（第5号様式）により説明を請求することができる。

- 3 評価者は、前項の請求があったときは、書面を受理した日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日は除く。）に履行評価結果説明回答書（第6号様式）により回答を行う。

附 則（平成23年1月1日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用する。

(業務委託契約に係る履行評価（試行）についての取扱い)

- 3 この要綱の施行に伴い、業務委託契約に係る履行評価（試行）について（平成20年3月25日管理者決定）については、平成22年度契約分の履行評価をもって失効する。

附 則（令和3年3月31日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日決定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市交通局業務委託履行評価要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

別表 1（第 5 条関係）不適切区分

区分	概 要	事 案 の 例
軽微な 不適切 履行	不適切履行はあったが、当該業務に全く又はほとんど支障がなかった。	・ 軽微な過失による不適切履行 ・ 業務の質が悪い ・ 軽微な一部不履行 ・ 提出書類の不備
中程度の 不適切 履行	不適切履行により当局業務に支障をきたしたが重大な影響までは及ぼさなかった。	・ 過失、怠慢による不適切履行 ・ 業務の質が非常に悪い ・ 一部不履行 ・ 業務に来ない ・ 市民又は旅客等施設利用者からの苦情 ・ 提出書類の不提出
重大な 不適切 履行	不適切履行により運行障害・安全運行等の当局業務に影響を及ぼした。	・ 組織的、意図的な不適切履行 ・ 業務に重大な支障をきたした ・ 当局に損害が発生した ・ 業務に来ず連絡しても来ない、また、連絡がつかない

別表 2（第 5 条関係）改善指示

区 分	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
軽微な不適切履行	口頭注意Ⅰ	口頭注意Ⅱ	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ
中程度の不適切履行	口頭注意Ⅱ	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ	
重大な不適切履行	改善指示書Ⅱ			

注 1 指示しても改善しない、改善したが同じ案件で再度不適切履行があれば、2 回目以降の対応に移行する。

2 「軽微な不適切履行」に至らないと判断される場合は、改善指示として取扱わない。

別表 3（第 6 条関係）履行評価基準

区分	口頭注意Ⅰ	口頭注意Ⅱ	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ
評価 A	0 ～ 2 回	0 回	0 回	0 回
評価 B	3 ～ 4 回	1 ～ 2 回		
評価 C	5 回以上	3 ～ 4 回	1 ～ 2 回	1 ～ 2 回
評価 D	—	5 回以上	3 ～ 4 回	
評価 E	—	—	5 回以上	3 回以上

令和 年度 改善指示確認簿

委託業務名			
受注者名		担当課	部 課

区分	日時	不適切履行内容	場 所	改善指示 (注)			履行 確認
案件 1 軽 ☐ 中 ☐ 重 ☐	/			口頭 注意	I		/
	:				II		:
	/			改善 指示 書	I		/
	:				II		:
案件 2 軽 ☐ 中 ☐ 重 ☐	/			口頭 注意	I		/
	:				II		:
	/			改善 指示 書	I		/
	:				II		:
案件 3 軽 ☐ 中 ☐ 重 ☐	/			口頭 注意	I		/
	:				II		:
	/			改善 指示 書	I		/
	:				II		:
案件 4 軽 ☐ 中 ☐ 重 ☐	/			口頭 注意	I		/
	:				II		:
	/			改善 指示 書	I		/
	:				II		:
案件 5 軽 ☐ 中 ☐ 重 ☐	/			口頭 注意	I		/
	:				II		:
	/			改善 指示 書	I		/
	:				II		:

(注) 改善指示欄内は、受注者の確認印又は署名どちらでも可

令和 年 月 日

改善指示書（Ⅰ・Ⅱ）

様

京都市交通局
部 課長

委託業務名					
契約番号					
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
履行場所					
点検日	令和 年 月 日（ ）	天候 （ ）	時 分～ 時 分		
改善指示内容				軽	☐
				中	☐
				重	☐
原因					
改善方法					
改善指示 ＜箇所（図示）＞					
改善期限	令和 年 月 日（ ）	報告先 TEL： *改善後は報告してください。再点検を実施します。			
再点検予定日 ①	令和 年 月 日（ ）	結 果	良		
			否（ ）		
再点検予定日 ②	令和 年 月 日（ ）	結 果	良		
			否（ ）		
完了日 （再点検後記入）	令和 年 月 日（ ）	点検者			

注 業務の不履行及び粗雑履行が発生した場合は、競争入札への参加停止、また、契約書に基づき、
違約金の請求、契約の解除及び損害賠償請求を行うことがあります。

（指示書No. ）

令和 年 月 日
交 第 号

様

京都市交通局
部 課長

履行評価結果通知書

標記のことについて、下記のとおり通知します。

記

委託業務名					
評価時期	評価期間終了時 ・ 評価期間中				
改善指示	口頭注意Ⅰ	口頭注意Ⅱ	改善指示書Ⅰ	改善指示書Ⅱ	
	回	回	回	回	
履行評価	A	B	C	D	E

- 1 評価期間中に評価がD又はEとなった場合は、翌年度の評価対象業務への入札の参加が制限されます。

・評価Dの場合、評価対象業務と同種業務で評価年度に受注のない業務

・評価Eの場合、評価対象業務におけるすべての同種業務
- 2 上記の評価により入札の参加を制限された者が、入札に参加した場合においては、本通知日が開札前の場合は無効とし、開札済みの場合は1月を期間とした契約を締結します。

令和 年 月 日

企画総務課長 様

部 課長

履行評価報告書

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

- ☐ 令和 年度の履行評価について、別紙のとおり請負業者に通知したので、報告します。
- ☐ 次の業務について、履行評価がD又はEに達し、別紙のとおり請負業者に通知したので、報告します。

委託業務名

令和 年 月 日

(あて先)

京都市交通局

部 課長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

履行評価結果説明請求書

令和 年 月 日付け交 第 号により通知された下記の業務に係る
評価について、説明を請求します。

記

委託業務名	
評価結果	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E
疑義内容	

令和 年 月 日

様

京都市交通局
部 課長

履行評価結果説明回答書

令和 年 月 日付けで説明請求のありました下記の業務について、
京都市交通局業務委託履行評価要綱第11条第3項の規定により回答します。

記

委託業務名	
評価結果	☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E
疑義に対する回答	